

報 告 第 9 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年5月15日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

⑤

処 分 書

専 決 第 5 号

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成27年3月31日

新居浜市長 石川 勝 行

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新居浜市国民健康保険条例（昭和35年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

第7条の3第1号中「保健事業に要する費用の額」を「保健事業に要する費用の額、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額」に改め、同条第2号中「第72条の4」を「第72条の5」に、「その他」を「、法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

第10条の6中「51万円」を「52万円」に改める。

第11条の9中「16万円」を「17万円」に改める。

第12条の5中「14万円」を「16万円」に改める。

第16条第1項中「51万円」を「52万円」に改め、同項第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同項第3号中「45万円」を「47万円」に改め、同条第3項中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項中「51万円」を「52万円」に、「14万円」を「16万円」に改める。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とし、附則第4項を附則第3項とし、附則第5項を附則第4項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新居浜市国民健康保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。